

地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 758,000千円のうち

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 416,900 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 6,753,427 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

款	項	目	事業費	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県 支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	257,786	26,928	10,800	87,476		132,582	
		3.老人福祉費	674,939	2,699		24,468	144,809	502,963	
		4.社会福祉施設費	26,317			1,146		25,171	
		5.人権・同和対策費	7,409	568				6,841	
		6.重度障がい者医療対策費	81,895	33,065		11,600		37,230	
		7.障害者対策費	1,292,974	940,103		7,546	77,197	268,128	
		8.介護保険対策費	512,795			31,875	107,509	373,411	
		9.地域支援事業費	149,200			133,697		15,503	
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	82,276	25,607		222		56,447	
		2.児童措置費	787,442	624,827				162,615	
		3.子ども医療対策費	123,287	38,025		5,487		79,775	
		4.ひとり親家庭等医療対策費	28,696	12,897		1,498		14,301	
		5.民間保育所費	786,203	574,624		30,717		180,862	
		6.一般保育所費	480,594	9,384		80,310	87,385	303,515	
		7.広域保育所費	25,680	17,823		2,268		5,589	
	3.生活保護等対策費	9.放課後児童対策費	108,404	71,886				36,518	
		10.地域子育て支援費	28,728	20,566		2		8,160	
		1.生活保護等総務費	78,477	21,326				57,151	
	4.衛生費	1.保健衛生費	2.扶助費	816,596	622,743				193,853
			1.保健衛生総務費	208,112	44,418		20,002		143,692
			2.予防費	118,789	4,027		9,480		105,282
3.健康増進対策費			75,170	5,178		5,957		64,035	
		6.食育対策費	1,658			51	1,607		
合 計			6,753,427	3,096,694	10,800	453,802	416,900	2,775,231	

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき作成するものであり、消費税率引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。